

定期特約



ご契約のしおり

「定期特約」の特長・お支払について

1. 死亡・高度障害に対する保障を得ることができます。
2. 健康状態などにより「元気割引」が適用される場合には、保険料の割引があります。

○保険金は、つぎのとおりお支払いします。

名称	支払事由	支払額	受取人
特約死亡 保険金	保険期間中に死亡 したとき	特約 保 険 金 額	死亡保険金受取人
特約高度障害 保険金	保険期間中に所定 の高度障害状態に なったとき		被保険者

* 所定の高度障害状態については別表3をご覧ください。

* 特約死亡保険金と特約高度障害保険金は重複してお支払いしません。

* 特約高度障害保険金をお支払いした場合には、「定期特約」は消滅します。

○つぎの免責事由に該当した場合、保険金をお支払いできません。

名称	免責事由
特約死亡 保険金	(1)責任開始期(日)から3年以内の被保険者の自殺 (2)契約者または死亡保険金受取人の故意 (3)戦争その他の変乱
特約高度 障害保険金	(1)契約者または被保険者の故意 (2)被保険者の自殺行為 (3)被保険者の犯罪行為 (4)戦争その他の変乱

*戦争その他の変乱による危険の増加が会社の計算の基礎におよぼす影響が少ない場合には、当社は保険金を全額または削減して支払います。

特約の更新

●「定期特約」の更新について

* 保険期間満了の日の翌日に自動的に更新されます。

* 更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一の年数とします。ただし、更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が80歳をこえる場合には、所定の範囲で更新後の保険期間を変更して更新することがあります。

●更新後の「定期特約」と保険料について

* 更新後の「定期特約」には、更新日現在の特約条項が適用され、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって計算されます。

* 同一の保障内容で更新する場合であっても、更新後の特約の保険料は、通常、更新前より高くなります。

* 更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間は継続したものとみなします。

●「定期特約」の更新を希望しない場合

* 「定期特約」の更新を希望しない場合には、保険期間満了の日の2か月前までにお申し出ください。

『元気割引』のしくみ・特長

＊『元気割引』とは、被保険者のご健康の状態などが所定の基準に該当している場合に、「健康割引特約〔特約用〕」を付加することにより、「定期特約」の保険料の割引を行うものです。

1. 『元気割引』が適用される場合には、「定期特約」の保険料が通常に比べ割安になります。
2. 過去1年間に喫煙したことがない場合には、「定期特約」の保険料がさらに割安になります。

●「健康割引特約〔特約用〕」の保険期間満了後のお取扱いについて

＊「健康割引特約〔特約用〕」には、告知・診査を省略して更新するお取扱いがありません。したがって、更新後の「定期特約」の保険料率は、通常の保険料率になります。ただし、「定期特約」の保険期間満了の際に告知・診査をあらためてお申し出いただき、被保険者のご健康の状態などが所定の基準に該当している場合には、「健康割引特約〔特約用〕」を継続することができます。

●『元気割引』のしくみ

＊「健康割引特約〔特約用〕」を付加した「定期特約」の保険料は、通常の保険料に比べ割安になります。なお、被保険者の喫煙状況に応じて、つぎのいずれかの保険料率を適用します。

- ・過去1年間に喫煙したことがある場合
健康体保険料率
- ・過去1年間に喫煙したことがない場合
健康体保険料率〔非喫煙〕

<健康体保険料率の適用について>

＊健康体保険料率は、契約年齢が満20歳から満70歳で、つぎの基準に該当している被保険者に対して適用します。

- (1) 血圧が所定の範囲内であること
- (2) ボディ・マス・インデックス（BMI）※の値が所定の範囲内であること
- (3) ご健康の状態などが所定の範囲内であること

※ BMIは、身長と体重のバランスを判断する指標として国際的に広く使用されており、つぎの式で計算されます。

$$\cdot \text{BMI} = \text{体重} < \text{キログラム} > \div (\text{身長} < \text{メートル} >)^2$$

＊告知書扱などでお申込の場合には、「健康診断書（お申込から1年6か月以内のもの）」の提出が必要です。なお、「健康診断書」に偽

造または改ざんなどが行われていた場合、当社は「健康割引特約〔特約用〕」を解除することがあります。

<健康体保険料率〔非喫煙〕の適用について>

*健康体保険料率〔非喫煙〕は、契約年齢が満20歳から満70歳で、つぎの基準に該当している被保険者に対して適用します。健康体保険料率〔非喫煙〕は、健康体保険料率よりもさらに割安な保険料率です。

- (1) 健康体保険料率が適用される基準に該当していること
- (2) 過去1年間に喫煙したことがないこと（※）

※ 喫煙状況の判断は、告知に加え所定の検査によって行います。

*診査医扱でのお申込となります。

*お申込の「定期特約」の特約保険金額が1,000万円以上の場合に限りお取り扱いします。

*特約保険金額の減額などが行われ、変更後のつぎの(1)と(2)を合計した金額が1,000万円を下まわる場合には、次の払込期月以後の「定期特約」の保険料率を健康体保険料率〔非喫煙〕から健康体保険料率に変更し、所定の方法によって計算した金額を授受することがあります。

- (1) 「定期特約」の特約保険金額
- (2) 「終身特約」の特約保険金額

*喫煙状況について、故意または重大な過失によって、事実と違うことを申告された場合、当社は「健康割引に関する告知義務違反」として「健康割引特約〔特約用〕」を解除することがあります。この場合には、「定期特約」の特約保険金額を所定の方法によって減額します。

*喫煙状況についての告知に誤りがあった場合には、つぎのとおりとします。

- ・「定期特約」の保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が発生する前に告知の誤りが判明した場合
「定期特約」の保険料または特約保険金額を、所定の方法によってあらためます。
- ・「定期特約」の保険金の支払事由または保険料払込の免除事由が発生した後に告知の誤りが判明した場合
「定期特約」の保険金のお支払額を、所定の方法によって削減します。

“元気割引”、“健康体保険料率”における“元気”、“健康”とは、「健康割引特約〔特約用〕」における当社での呼称です。“所定の基準に該当しない方が元気（健康）ではない”ということではありません。

●「健康割引特約〔特約用〕」の復活について

- * 保険料のお払込がないまま効力を失った場合でも、失効した日から1年以内であれば、「健康割引特約〔特約用〕」の復活を請求できます。ただし、被保険者の喫煙状況により、復活後の「定期特約」の保険料率を健康体保険料率〔非喫煙〕から健康体保険料率に変更し、所定の方法によって計算した金額を授受することがあります。
- * 復活を行う際に、被保険者の血圧・BMIの値が所定の基準に該当しないため、「健康割引特約〔特約用〕」を復活することができずに「定期特約」を復活する場合には、復活後の「定期特約」の保険料率を通常の保険料率に変更し、所定の方法によって計算した金額を授受することがあります。

お支払いできない場合について

●支払事由に該当しない場合

・つぎのような場合など、約款に定める支払事由に該当しないとき

- (1) 保険期間の満了した後に死亡したとき
- (2) 巻末の別表3に定める高度障害状態に該当しないとき

●免責事由に該当した場合

詳しくは、「定期特約」の特長・お支払についての項をご覧ください。

●告知義務違反による解除の場合

●保険料のお払込が行われずご契約が失効した場合

●重大事由による解除の場合

詳しくは、主契約の「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

●詐欺による取消し、不法取得目的による無効の場合

*この場合、すでにお払込いただいた保険料は払い戻しません。

お支払いできる場合、またはお支払いできない場合の具体的事例

●ご注意

* 保険金などをお支払いできる場合、またはお支払いできない場合をわかりやすく説明するために、代表的な事例をあげたものです。なお、記載以外に認められる事実関係によってお取扱いに違いが生じることがあります。

●お支払事由に該当しない場合

<「定期特約」高度障害保険金>

(巻末の別表3に定める高度障害状態)

お支払いする場合 ○	解 説
6 か月前に、「くも膜下出血」を発症し、その時から意識不明が続いている。寝たきりの状態で、身の回りのことを自分でできない。様々な検査の結果、現在の病状は今後回復の見込みがないと主治医から言われている場合	「常に介護を要するもの」とは、日常生活動作である①食物の摂取、②排便、③排尿、④排便・排泄の後始末、⑤衣服の着脱、⑥起居（横になった状態から起き上がって座位をたもつこと）、⑦歩行、⑧入浴のいずれもが、自力で行うことができないために常に他人の介護を要する状態をいいます。リハビリテーション・手術などにより障害状態が改善される可能性があり症状が固定しているとはいえない場合は、高度障害状態には該当しません。なお、お支払いの対象となる高度障害状態は、身体障害者福祉法などに定める障害状態などとは異なる場合があります。
お支払いできない場合 ✕	
「脳梗塞」による後遺症のため、左半身が完全に麻痺してしまった（左半身不随）が、6 か月間のリハビリテーションによって、杖を使って歩行ができるようになった。食事や入浴なども部分的に介助を要するものの、現在身の回りのことはほぼ自分でできる状態の場合	

●免責事由に該当した場合
 <「定期特約」死亡保険金>

お支払いする場合 ○	解 説
ご契約から1年後に「脳梗塞」で死亡した場合	保険金をお支払いできない場合（免責事由）はあらかじめ定められており、その事由に該当する場合には、保険金をお支払いできません。 被保険者が責任開始期（日）から3年以内に自殺した場合には、免責事由に該当するため、死亡保険金をお支払いできません。
お支払いできない場合 ✕	
ご契約から1年後に自殺した場合	

●告知義務違反による解除の場合
 <「定期特約」死亡保険金>

お支払いする場合 ○	解 説
ご契約の前に「慢性C型肝炎」により通院していた事実について、告知書で正しく告知せずにご契約し、ご契約から1年後に「慢性C型肝炎」とは全く因果関係のない「胃がん」で死亡した場合	ご契約の際には、そのときの被保険者のご健康の状態について正確に告知をしていただく必要がありますが、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知いただいた場合には、ご契約は解除となり、保険金・年金はお支払いできません。ただし、告知義務違反の対象となった事実と、保険金・年金の請求原因の間に、全く因果関係が認められない場合には、保険金・年金をお支払いします。
お支払いできない場合 ✕	
ご契約の前に「慢性C型肝炎」により通院していた事実について、告知書で正しく告知せずにご契約し、ご契約から1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝がん」で死亡した場合	

ご契約後について

解約と解約払戻金について

●解約について

* 生命保険は、お客さまとご家族にとって大切な財産となりますので、ぜひご継続ください。

●「定期特約」の解約払戻金について

* 生命保険は、多数の方が保険料を出し合い、相互に保障し、助け合う制度です。したがって、預貯金のように保険料がそのまま積み立てられるものではありません。保険料のうち、一部は年々の保険金などのお支払に、また一部はご契約を維持するための費用などにあてられるしくみになっています。したがって、途中で解約すると、多くの場合お支払いいただいた保険料全額は戻りません。特に、ご契約後経過年数が短い場合は、解約払戻金は全くないか、あっても払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。(解約払戻金額は、契約年齢、性別、保険期間、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。)

定期特約

(平成26年4月1日改定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、主契約に付加することによって、被保険者が死亡した場合は特約死亡保険金を、所定の高度障害状態に該当した場合は特約高度障害保険金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条＜特約の締結および責任開始期＞

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条＜特約の被保険者＞

この特約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）は、主契約の被保険者と同一とします。

第3条＜特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込＞

- 1 この特約の保険期間は、会社所定の範囲で定めます。
- 2 この特約の保険料払込期間は、この特約の保険期間および主契約の保険料払込期間を限度とし、会社所定の範囲で定めます。
- 3 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。
- 4 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その未払込保険料の払込期月に属する契約応当日から将来に向かって解約されたものとします。
- 5 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合またはこの特約の保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれたこの特約の保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともにその保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。
- 6 前項の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険金等の支払時期および支払場所の規定を準用します。

第4条＜特約保険金の支払＞

- 1 特約死亡保険金、特約高度障害保険金（以下、総称して「特約保険金」といいます。）の支払は、つぎのとおりとします。

(1) 特約死亡保険金

特約保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	被保険者が、この特約の保険期間中に死亡したとき
支払額	特約保険金額

受取人	主契約の死亡保険金受取人
支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または主契約の死亡保険金受取人の故意 ②責任開始期（この特約の復活または復旧が行われた場合は最後の復活または復旧の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 ③戦争その他の変乱

(2) 特約高度障害保険金

支払事由	被保険者が、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に別表3に定める高度障害状態（以下、「高度障害状態」といいます。）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。
支払額	特約保険金額
受取人	主契約の高度障害保険金の受取人
免責事由	被保険者が、つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意 ②被保険者の自殺行為 ③被保険者の犯罪行為 ④戦争その他の変乱

- 2 主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合の特約死亡保険金の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。
- 3 特約高度障害保険金の請求前に被保険者が死亡した場合は、特約高度障害保険金は支払わず、特約死亡保険金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。
- 4 特約高度障害保険金を支払った場合は、この特約は、その高度障害状態に該当した時にさかのぼって消滅します。
- 5 免責事由に該当して、特約死亡保険金を支払わない場合には、会社は、この特約の保険料積立金を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合には支払いません。
- 6 主契約の死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が特約死亡保険金の一部の受取人であるときには、会社は、特約死亡保険金の残額をその他の主契約の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の保険料積立金を保険契約者に支払います。
- 7 被保険者が、戦争その他の変乱によって特約保険金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その程度に応じ、特約保険金を全額または削減して支払うことがあります。
- 8 この特約が更新されない場合で、この特約の保険期間満了の日にお

いて、高度障害状態のうちの回復の見込がないことのみが明らかでないために特約高度障害保険金が支払われないときで、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、この特約の保険期間満了の日に高度障害状態に該当したものとみなして特約高度障害保険金を支払います。

9 第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、責任開始期前の疾病を原因として、特約高度障害保険金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。

(1) 保険契約の締結または復活の際、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で特約高度障害保険金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

(2) その疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、特約高度障害保険金を支払います。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第5条<特約保険金の請求、支払時期および支払場所>

この特約の特約保険金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第6条<特約の保険料の払込免除>

この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第7条<特約の失効>

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合には、保険契約者は、この特約の解約払戻金があるときは、これを請求することができます。

第8条<特約の復活>

1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第9条<原特約への復旧>

1 主契約の復旧請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。

2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復旧を承諾した場合には、主約款の規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。

第10条<特約の保険期間、保険料払込期間の変更>

1 保険契約者は、主契約の保険期間の変更、主契約の保険料払込期間の変更の際、会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約の保険期間、この特約の保険料払込期間を変更することができます。

2 主契約の保険期間が短縮され、この特約の保険期間が主契約の保険期間をこえるときは、会社の定める範囲で、この特約の保険期間を短縮するものとし、また、この特約の保険料払込期間をあわせて短縮することができます。

- 3 主契約の保険料払込期間が短縮され、この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえるときは、会社の定める範囲で、この特約の保険料払込期間を短縮するものとし、また、この特約の保険期間をあわせて短縮することがあります。
- 4 前3項の場合、会社は、主約款の保険期間の変更の規定、主約款の保険料払込期間の変更の規定を準用して、この特約の保険期間の変更、この特約の保険料払込期間の変更を取り扱います。

第11条<主約款の保険料の自動振替貸付および保険契約者に対する貸付の規定を適用する場合の取扱>

- 1 主約款の保険料の自動振替貸付の規定は、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について適用します。
- 2 主約款の保険料の自動振替貸付の規定を適用する場合、この特約の解約払戻金があるときはその金額を主契約の解約払戻金額に加えて取り扱います。
- 3 主約款の保険契約者に対する貸付の規定を適用する場合、この特約の解約払戻金額は主契約の解約払戻金額に加えません。

第12条<告知義務および告知義務違反による解除>

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第13条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第14条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向ってこの特約を解約し、この特約の解約払戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第15条<特約保険金額の減額>

- 1 保険契約者は、将来に向って特約保険金額を減額することができます。ただし、会社は、減額後の特約保険金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 本条の規定により特約保険金額を減額した場合には、減額分は解約されたものとして取り扱い、前条の規定を準用します。

第16条<特約の消滅>

- 1 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (1) 主契約が消滅したとき
 - (2) 主契約が払済保険に変更されたとき
- 2 前項第1号の規定によりこの特約が消滅した場合には、会社は、この特約の解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。ただし、特約保険金の支払事由に該当した場合を除きます。
- 3 第1項第2号の規定によりこの特約が消滅した場合には、この特約の解約払戻金を主契約の解約払戻金に加えて、主契約の払済保険の保

險金額を計算します。

第17条＜特約の払戻金＞

この特約の解約払戻金および保険料積立金は、経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。

第18条＜特約の契約者配当＞

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第19条＜特約の更新＞

- 1 主契約およびこの特約の保険期間が満了し主契約が更新された場合またはこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日の前にある場合には、保険契約者がこの特約の保険期間満了の日の2か月前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、この特約（この特約の保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限り。）は、この特約の保険期間満了の日の翌日に更新されるものとし、この日を更新日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約は更新されないものとし、
 - (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間が歳満期で定めてあるとき
 - (4) この特約の更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- 3 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一の年数とします。ただし、前項第1号または第2号に該当する場合には、会社の定める範囲でこの特約の保険期間を短縮してこの特約を更新します。
- 4 前項のほか、この特約は、会社の定める範囲で、この特約の保険期間を変更して更新することがあります。
- 5 更新後のこの特約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- 6 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致する場合、更新するこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合には、主約款の保険料の払込、保険料払込の猶予期間および保険契約の失効、猶予期間中に保険事故が発生した場合、ならびに保険料の自動振替貸付の規定を準用します。
- 7 前項の保険料が猶予期間満了の日までに払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、
- 8 この特約の更新日の属する月が主契約の払込期月と合致しない場合、会社の定めた方法で計算した更新するこの特約の第1回保険料を、会社の定める方法で払い込むことを要します。この場合、更新するこの特約の第1回保険料が会社の指定した日までに払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとし、
- 9 第4条＜特約保険金の支払＞、第6条＜特約の保険料の払込免除＞および第12条＜告知義務および告知義務違反による解除＞の規定の適用に際しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保

保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

- 10 更新後のこの特約には、更新日現在の特約条項および保険料率が適用されます。
- 11 更新後の特約保険金額は、更新前の特約保険金額と同額とします。
- 12 この特約が更新された場合は、第17条＜特約の払戻金＞を「この特約の解約払戻金および保険料積立金は、更新（更新が2回以上行われた場合は最後の更新）後の経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。」と読み替えます。
- 13 本条の規定によりこの特約を更新した場合には、保険証券は発行せず、旧保険証券と更新通知書をもって新保険証券に代えます。
- 14 第2項第4号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第2項第1号から第3号のいずれの規定にも該当しないときは、保険契約者から特に申出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定めるこの特約と同種類の特約を更新時に締結します。この場合、第9項の規定を準用し、この特約の保険期間と更新時に締結する他の特約の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第20条＜契約内容の登録＞

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 特約死亡保険金の金額
 - (3) 契約日（この特約の復活、復旧または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活日、復旧日または特約の中途付加日とします。以下、第2項において同じ。）
 - (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じ。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じ。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内

容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第23条＜中途付加する場合の特則＞の規定によりこの特約の中途付加が行われた場合には、主契約または死亡保険金もしくは災害死亡保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款、死亡保険金のある特約および災害死亡保険金のある特約の規定にかかわらず、特約の中途付加日から5年間（中途付加日において被保険者が満15歳未満の場合は、中途付加日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）を登録の期間とします。
- 10 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第21条＜管轄裁判所＞

特約保険金またはこの特約の保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第22条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第23条＜中途付加する場合の特則＞

- 1 第1条＜特約の締結および責任開始期＞第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約者は、この特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）を充当する期間の初日（以下、「付加日」といいます。）を、会社の定める範囲内で、つぎのとおり定めるものとします。
 - ① 月払契約の場合
主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。本特約条項を通じて同じ。）
 - ② 半年払契約の場合
主契約の半年単位の契約応当日
 - ③ 年払契約の場合
主契約の年単位の契約応当日
 - (2) この特約の第1回保険料は、主契約の払込期月中に主契約の払込方法（経路）にしたがい、主契約の保険料と同時に払い込んでください。
 - (3) この特約の第1回保険料の払込については、同時に払い込む主契約の保険料と同じ猶予期間があります。
 - (4) 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約の中途付

加はなかったものとします。この場合、猶予期間中に保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。

2 この特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第1条<特約の締結および責任開始期>第2項の規定にかかわらず、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時か前項に定める付加日（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）のいずれか早い時を責任開始期とします。
- (2) 前号に定める責任開始期の属する日から付加日の前日までの間に特約保険金の支払事由またはこの特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項第1号の規定（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）にかかわらず、責任開始期の属する日の直前の主契約の月単位の契約応当日を付加日とし、この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、この特約の保険料に過不足があれば精算します。この場合、責任開始期の変更はありません。
- (3) この特約の保険料は、付加日直前の主契約の年単位の契約応当日（付加日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日）における被保険者の満年齢により計算します。
- (4) 前号の場合、この特約の第1回保険料については、会社の定めた方法で計算した金額の払込を要することがあります。
- (5) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

第24条<主契約に年金支払移行特約が付加された場合の特則> (記載省略)

第25条<疾病入院保険、医療保険〔2005〕に付加する場合の特則>

1 この特約を疾病入院保険または医療保険〔2005〕に付加した場合には、第23条<中途付加する場合の特則>第2項第3号および第4号を、つぎのとおり読み替えます。

(3) この特約の保険料は、つぎのとおりとします。

① 主契約の保険期間が終身かつ主契約の保険料払込期間が終身払で定めてあるとき

付加日における被保険者の満年齢により計算します。

② 主契約の保険期間および保険料払込期間が前①以外で定めてあるとき

付加日直前の主契約の年単位の契約応当日（付加日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日）における被保険者の満年齢により計算します。

(4) 前号②の場合、この特約の第1回保険料については、会社の定めた方法で計算した金額の払込を要することがあります。

2 この特約を疾病入院保険または医療保険〔2005〕に付加した場合で、主契約に保険金不担保特則が付加されているときには、つぎのとおりとします。

- (1) 第4条<特約保険金の支払>第1項第1号の特約死亡保険金の受取人中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡保険金受取人(指定のない場合は、被保険者の死亡時の法定相続人)」と読み替えます。
- (2) 第4条<特約保険金の支払>第1項第2号の特約高度障害保険金の受取人中、「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのを「主契約の疾病入院給付金の受取人」と読み替えます。

健康割引特約〔特約用〕

(平成23年3月22日改定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合する場合に、この特約を付加した定期特約などの保険料の割引を行う取扱について規定したものです。

第1条＜特約の締結＞

この特約は、定期特約、逡減定期特約、逡増定期特約および家族生活保障特約の全部または一部（以下、「主特約」といいます。）を締結または更新する際に、主特約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の健康状態その他が会社の定める基準に適合する場合に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主特約に付加して締結します。

第2条＜主特約の保険料率＞

この特約を付加した主特約の保険料率は、被保険者の喫煙状況により、健康体保険料率または健康体保険料率〔非喫煙〕とします。

第3条＜特約の保険期間＞

この特約の保険期間は、この特約を付加した主特約の保険期間と同一とします。

第4条＜特約の失効＞

主特約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第5条＜特約の復活＞

- 1 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合する場合、保険契約者は、主特約の復活請求の際、この特約の復活の請求をすることができます。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 復活後の主特約の保険料率は、失効前の主特約の保険料率と同一とします。ただし、会社は、この特約の復活の際の被保険者の喫煙状況により、復活後の主特約の保険料率を健康体保険料率〔非喫煙〕から健康体保険料率に変更することがあります。
 - (2) 前号の規定によって主特約の保険料率を変更した場合には、会社の定めた方法で計算した金額をつぎのとおり精算します。
 - ① 払い戻す金額がある場合には、会社は、これを保険契約者に払い戻します。
 - ② 会社へ払込を要する金額がある場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことを要します。
- 3 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないため、会社がこの特約の復活を承諾しない場合で、主特約の復活が行われたときには、会社の定めた方法で計算した金額をつぎのとおり精算します。
 - (1) 払い戻す金額がある場合には、会社は、これを保険契約者に払い戻します。
 - (2) 会社へ払込を要する金額がある場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことを要します。

第6条<特約の復旧>

- 1 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合する場合、保険契約者は、主特約の復旧請求の際、この特約の復旧の請求をすることができます。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復旧を承諾した場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 復旧後の主特約の保険料率は、払済保険への変更前の主特約の保険料率と同一とします。ただし、会社は、この特約の復旧の際の被保険者の喫煙状況により、復旧後の主特約の保険料率を健康体保険料率〔非喫煙〕から健康体保険料率に変更することがあります。
 - (2) 前号の規定によって主特約の保険料率を変更した場合には、会社の定めた方法で計算した金額をつぎのとおり精算します。
 - ① 払い戻す金額がある場合には、会社は、これを保険契約者に払い戻します。
 - ② 会社へ払込を要する金額がある場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことを要します。
- 3 被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないため、会社がこの特約の復旧を承諾しない場合で、主特約の復旧が行われたときには、会社の定めた方法で計算した金額をつぎのとおり精算します。
 - (1) 払い戻す金額がある場合には、会社は、これを保険契約者に払い戻します。
 - (2) 会社へ払込を要する金額がある場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに会社の指定した方法で払い込むことを要します。

第7条<健康割引に関する告知義務等>

- 1 この特約の締結、復活または復旧の際、会社が、被保険者の健康状態および過去1年間の喫煙状況等に関し告知書で質問した事項について、保険契約者または被保険者は、その告知書によって告知してください。ただし、会社指定の医師の質問により告知を求めたときは、その医師に対して口頭で告知してください。
- 2 前項に規定する告知に加え、会社は、保険契約者または被保険者に、会社の定める被保険者の健康診断の結果を記載した書類またはその写しの提出を求める場合があります。

第8条<健康割引に関する告知義務違反等による特約の解除>

- 1 保険契約者または被保険者が、前条第1項の告知の際、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向けてこの特約を解除することができます。
- 2 会社は、主特約の特約保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、主特約の特約保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または主特約の特約保険金の受取人が証明したときは、会社は、この特約の解除を行いません。
- 4 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または主特約の特約保険金の受取人に解除の通知をします。
- 5 本条の規定によりこの特約が解除された場合は、会社の定める方法

で、主特約の特約保険金額を減額します。

- 6 本条によるこの特約の解除をできない場合については、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款の保険契約を解除できない場合の規定を準用します。

第9条<偽造または改ざん等を行った健康診断の結果を記載した書類またはその写しを提出したことによる特約の解除>

- 1 保険契約者または被保険者が、第7条<健康割引に関する告知義務等>第2項において、偽造または改ざん等を行った健康診断の結果を記載した書類またはその写しを会社に提出した場合には、会社は、将来に向けてこの特約を解除することができます。
- 2 前項の規定によりこの特約が解除された場合は、前条第2項、第4項および第5項の規定を準用します。

第10条<特約の解約>

この特約のみの解約は取り扱いません。

第11条<特約の消滅>

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。

- (1) この特約を付加した主特約がすべて消滅したとき
- (2) この特約を付加した主特約のうち、家族生活保障特約の特約年金が支払われたとき

第12条<主特約の解約払戻金>

この特約を付加した主特約の解約払戻金は、第2条<主特約の保険料率>に規定する保険料率に応じて計算します。

第13条<被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しなかった場合の取扱>

- 1 第2条<主特約の保険料率>に規定する保険料率により計算した主特約の第1回保険料相当額（以下、本条において「第1回保険料相当額」といいます。）を会社が受け取った後に、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないため、会社がこの特約を付加しない主特約の申込を承諾した場合には、会社は、第1回保険料相当額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、告知の時）から、保険契約上の責任を負います。
- 2 前項の場合、保険契約者は、会社の定めた方法で計算した金額を、会社の指定した日までに会社または会社の指定した場所に払い込むことを要します。
- 3 前項に定める金額が会社の指定した日までに払い込まれない場合には、会社の定める方法で、主特約の特約保険金額を減額します。

第14条<主特約の保険料率が健康体保険料率〔非喫煙〕の場合の取扱>

- 1 この特約を付加した主特約の保険料率が健康体保険料率〔非喫煙〕の場合で、つぎの各号のいずれかに該当したときには、次の主契約の払込期月（払込期月の初日から主契約の契約応当日の前日までに該当したときは、その払込期月）以後の主特約の保険料率を健康体保険料率に変更し、会社の定めた方法で計算した金額を精算します。
 - (1) 主契約の保険金額の減額または主契約に付加されている定期特約の特約保険金額、逡減定期特約の特約基準保険金額、逡増定期特約の特約基準保険金額もしくは家族生活保障特約の特約基準年金額の

減額が行われ、減額後のつぎの①から⑤を合計した金額が会社の定める限度を下まわるとき（ただし、主契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合で、リビング・ニーズ保険金の支払によって減額されたときを除きます。）

- ① 主契約の保険金額
- ② 定期特約の特約保険金額
- ③ 通減定期特約の特約基準保険金額にもとづき会社の定めた方法で計算した金額
- ④ 通増定期特約の特約基準保険金額にもとづき会社の定めた方法で計算した金額
- ⑤ 家族生活保障特約の特約基準年金額にもとづき会社の定めた方法で計算した金額

(2) 主契約に付加されている定期特約、通減定期特約、通増定期特約または家族生活保障特約（以下、本号において「定期特約等」といいます。）が消滅し、前号①から⑤を合計した金額が会社の定める限度を下まわるとき（ただし、定期特約等が保険期間の満了によって消滅した場合で、その消滅が保険契約者からの通知によらなかったときを除きます。）

2 前項の精算はつぎのとおりとします。

- (1) 払い戻す金額がある場合には、会社は、これを保険契約者に払い戻します。
- (2) 会社へ払込を要する金額がある場合には、保険契約者は、会社の指定した日までに会社または会社の指定した場所に払い込むことを要します。

3 主特約の保険料率が健康体保険料率〔非喫煙〕の場合で、この特約の締結、復活または復旧に際して会社が告知を求めた被保険者の過去1年間の喫煙状況について、告知の誤りがあったときには、つぎのとおりとします。

- (1) 主特約の特約保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生前に、告知の誤りが判明した場合には、会社の定めた方法によって処理します。
- (2) 主特約の特約保険金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生以後に、告知の誤りが判明した場合には、会社の定める方法で、主特約の特約保険金の支払額を削減します。

第15条＜年齢および性別の誤りの処理＞

- 1 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合で、契約時における実際の契約年齢では被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときには、この特約は無効とし、会社の定めるところにより主特約の保険料を改め、会社の定めた方法で計算した金額を精算します。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合で、実際の性別では被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときには、この特約は無効とし、会社の定めるところにより主特約の保険料を改め、会社の定めた方法で計算した金額を精算します。

第16条＜特約の更新＞

- 1 この特約の更新は取り扱いません。
- 2 前項の規定にかかわらず、この特約を付加した主特約が更新される場合で、更新後の主特約の保険期間満了の日が、この特約を締結した日からその日を含めて10年以内であるときに限り、この特約も主特約と同時に更新されるものとします。この場合、この特約の更新日は、この特約の保険期間満了の日の翌日とします。

- 3 前項の規定によりこの特約が更新された場合には、つぎのとおりとします。
- (1) 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主特約の保険期間と同一の年数とします。
 - (2) 更新前の主特約の保険料率が健康体保険料率の場合には、更新後の主特約には、更新日現在の健康体保険料率が適用されます。また、更新前の主特約の保険料率が健康体保険料率〔非喫煙〕の場合には、更新後の主特約には、更新日現在の健康体保険料率〔非喫煙〕が適用されます。
 - (3) 更新後のこの特約には、更新日現在の特約条項が適用されます。

第17条＜主特約の特約条項の規定の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主特約の特約条項の規定を準用します。

第18条＜主特約に逦減定期特約、逦増定期特約が含まれている場合の特則＞ (記載省略)

第19条＜主特約に家族生活保障特約が含まれている場合の特則＞ (記載省略)

第20条＜定期特約〔がん保険〕に付加する場合の特則＞ (記載省略)

第21条＜主契約が疾病入院保険、医療保険〔2005〕の場合の特則＞

- 1 主契約が疾病入院保険または医療保険〔2005〕の場合で、この特約を定期特約および家族生活保障特約の全部または一部に付加するときには、第1条＜特約の締結＞を、つぎのとおり読み替えます。

第1条＜特約の締結＞

この特約は、定期特約および家族生活保障特約の全部または一部（以下、「主特約」といいます。）を締結または更新する際に、主特約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の健康状態その他が会社の定める基準に適合する場合に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主特約に付加して締結します。

- 2 この特約を定期特約および家族生活保障特約の全部または一部に付加した場合には、第14条＜主特約の保険料率が健康体保険料率〔非喫煙〕の場合の取扱＞第1項を、つぎのとおり読み替えます。

- 1 この特約を付加した主特約の保険料率が健康体保険料率〔非喫煙〕の場合で、つぎの各号のいずれかに該当したときには、次の主契約の払込期月（払込期月の初日から主契約の契約応当日の前日まで）に該当したときは、その払込期月）以後の主特約の保険料率を健康体保険料率に変更し、会社の定めた方法で計算した金額を精算します。

- (1) 主契約に付加されている定期特約の特約保険金額、終身特約の特約保険金額または家族生活保障特約の特約基準年金額の減額が行われ、減額後のつぎの①から③を合計した金額が会社の定める限度を下まわるとき（ただし、主契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合で、リビング・ニーズ保険金の支払によって減額されたときを除きます。）

- ① 定期特約の特約保険金額

- ② 終身特約の特約保険金額
 - ③ 家族生活保障特約の特約基準年金額にもとづき会社の定めた方法で計算した金額
- (2) 主契約に付加されている定期特約、終身特約または家族生活保障特約が消滅し、前号①から③を合計した金額が会社の定める限度を下まわるとき（ただし、定期特約および家族生活保障特約の全部または一部が保険期間の満了によって消滅した場合で、その消滅が保険契約者からの通知によらなかったときを除きます。）

別表 1 請求書類

（注）会社は、下記以外の書類の提出を求め、または下記の書類の一部の省略を認めることがあります。

<定期特約>

項 目	必 要 書 類
特約死亡保険金	・会社所定の請求書 ・会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書） ・被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・保険証券
特約高度障害保険金	・会社所定の請求書 ・会社所定の様式による医師の診断書 ・被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・保険証券
特約の解約等 ・特約の解約 ・特約保険金額の減額	・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券

別表 3 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

<備考>

【別表 3 対象となる高度障害状態】について

1. 眼の障害（視力障害）
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったもの

とはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

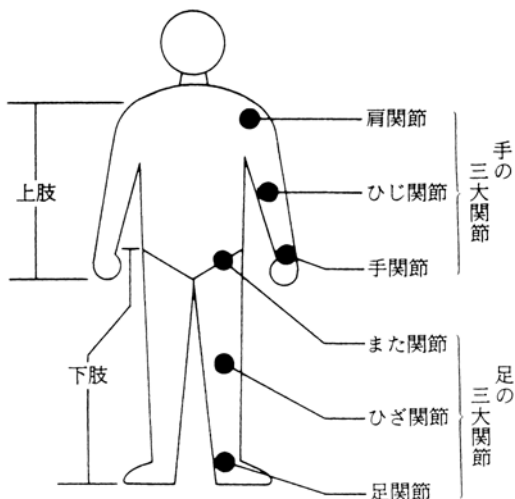
3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

身体部位の名称はつぎの図のとおりとします。



解約払戻金額例表

(平成25年4月2日改定)

●「定期特約」

1. 「健康割引特約〔特約用〕」を付加していない場合

(特約保険金額：100万円当たり／単位：円)

保 険 料 期 間 ・ 期 間	経 過 年 数 ・ 年 数	男 性				女 性			
		年 齢				年 齢			
		30歳	40歳	50歳	60歳	30歳	40歳	50歳	60歳
10 年 満 期	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	689	8,576	0	0	0	1,116
	5	0	0	2,892	13,630	0	0	0	3,642
	7	0	662	3,312	13,530	0	0	0	4,155
	10	0	0	0	0	0	0	0	0

2. 「健康割引特約〔特約用〕」を付加している場合（健康体保険料率）

(特約保険金額：100万円当たり／単位：円)

保 険 料 期 間 ・ 期 間	経 過 年 数 ・ 年 数	男 性				女 性			
		年 齢				年 齢			
		30歳	40歳	50歳	60歳	30歳	40歳	50歳	60歳
10 年 満 期	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	8,567	0	0	0	1,529
	5	0	0	1,171	13,605	0	0	0	4,013
	7	0	640	1,856	13,382	0	0	0	4,421
	10	0	0	0	0	0	0	0	0

3. 「健康割引特約〔特約用〕」を付加している場合（健康体保険料率〔非喫煙〕）

(特約保険金額：100万円当たり／単位：円)

保 険 料 期 間 ・ 期 間	経 過 年 数 ・ 年 数	男 性				女 性			
		年 齢				年 齢			
		30歳	40歳	50歳	60歳	30歳	40歳	50歳	60歳
10 年 満 期	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	7,683	0	0	0	1,325
	5	0	0	476	12,496	0	0	0	3,750
	7	0	243	1,218	12,568	0	0	0	4,198
	10	0	0	0	0	0	0	0	0

